

諏訪市電気自動車用急速充電器利用規程

(目的)

第1条 この規程は、地球温暖化対策の啓発と持続可能な社会の実現を目指し、電気自動車の普及を促進するために設置する電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し必要な事項を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

(設置場所及び設置台数)

第2条 充電器の設置場所及び設置台数は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所 諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所駐車場内
- (2) 設置台数 1基

(管理者)

第3条 充電器の管理は、総務部総務課（以下「管理者」という。）において行うものとする。

(利用時間)

第4条 充電器の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、又は供用を制限し、若しくは休止することができる。

(利用料金)

第5条 充電器の利用に係る料金は、当分の間無料とする。

(利用対象車両)

第6条 充電器を利用して充電することができる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。ただし、市長が利用に供することが不適當であると認める車両は、この限りではない。

(利用の制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、充電器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の充電器の利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 利用者が電気自動車を充電する目的以外で充電器を利用するとき。
- (2) 利用者の車両の形状その他の理由により充電器の設備を損傷し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 利用者が営利を目的として充電器を常に利用し、一般個人の充電器の利用を妨げているとき。
- (4) 利用者が第10条に規定する指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が充電器の利用に支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 充電器を利用するときは、管理者が定めた充電器を利用する車両が駐車すべき区画（以下「駐車区画」という。）に車両を駐車すること。
- (2) 充電器を利用するとき以外は、駐車区画に車両を停車又は駐車しないこと。
- (3) 充電が完了したときは、速やかに車両を駐車区画から移動すること。
- (4) 歩行者及び設置場所周辺を通行する車両の妨げとなる行為をしないこと。

(5) 第 10 条に規定する指示に従うこと。

(利用の届出)

第 9 条 利用者は、充電器を利用した際は、電気自動車用急速充電器利用簿に次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 利用した日

(2) 利用の時間

(3) 利用者の住所

(4) 利用した車両の自動車登録番号

(5) 利用した車両の車種

(指示)

第 10 条 管理者は、充電器の管理のため必要があると認めるときは、利用者に対し管理上必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 11 条 利用者は、故意又は過失により充電器の設備を汚損し又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(免責)

第 12 条 利用者は、充電器を自己の責任の元で利用するものとし、車両相互の接触、盗難、充電中の事故又は充電器の利用に伴う車両への損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この規定は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。